

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を含む))

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年4月7日

静岡県知事 川勝 平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度[第35-Z1121-01号]

富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)建築工事実施設計技術協力業務委託

(2) 業務の内容

富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)建築工事実施設計に伴う設計技術協力業務

(3) 予定履行期限

契約締結の翌日から令和6年5月1日(水)限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、10,000,000円(消費税込み)とする。

(5) 業務の目的

本事業は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく事業を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプを採用するものである。

本業務は、プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と技術協力業務委託の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結する基本協定に基づき、価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

(6) 対象工事

ア 施設名称	富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)
イ 敷地の場所	富士宮市栗倉 地内
ウ 敷地面積	約3,000m ²
エ 構造規模	プレキャスト鉄筋コンクリート造4階建て
オ 延床面積	約1,600m ²
カ 予定工期	令和6年度~令和10年度(予定)
キ 工事費参考額	本工事の参考額は、約35億円(消費税込み)とする。

2 参加資格要件

2-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2者又は3者
②構成員の組合せ	<p>構成員の組み合わせは以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-1(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と2-1(2)イに記載するその他の構成員Aの資格要件を満足する1者の組み合わせ。 ・2-1(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と2-1(2)イに記載するその他の構成員Aの資格要件を満足する1者と2-1(2)ウに記載するその他の構成員Bの資格要件を満足する1者の組み合わせ。 <p>ただし、各構成員は、当該工事において他の共同企業体の構成員となることができない。</p>
③結成方法	自主結成とする。
④出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率の最小限度基準はその他構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は20%以上とする。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事及び土木一式工事
②許可の種類	建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,300点以上及び土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値850点以上
④配置予定技術者	<p>設計技術協力業務全体の管理技術者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県業務委託契約約款（建築設計）第10条第1項に定める管理技術者であること。 ・一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・設計技術協力主任技術者（建築）と兼ねることができる。 設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（建築）として次の要件を満たす建築担当者を配置できること。 ・一級建築士の資格を有すること。 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。 設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（土木）として次の要件を満たす土木担当者を配置できること。 ・一級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。
⑤その他の条件	2-2 その他共通資格要件に記載のとおり

イ その他の構成員A

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上

ウ その他の構成員B

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値800点以上

2-2 その他共通資格要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
②参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
③静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

と。

⑤以下に掲げる設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

<設計業務の受託者>

株式会社ニュージェック 静岡事務所 静岡県静岡市駿河区大坪町3-30

<当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者>

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和5年4月7日（金）午前9時から令和5年4月25日（火）午後4時までの間

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部建築管理局ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>>

ただし、基本設計書等については、7(3)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班にて資料が記録されているCD-Rの貸し出しを行う。ただし、貸出しは1者1回とし、貸出し後は速やかに返却すること。

4 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、施工実績等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は2-1(2)アに記載する代表構成員とする。

(2) 提出期間

令和5年4月7日（金）から令和5年4月25日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出先

7(3)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出すること。（郵送可〔期間内必着〕。長形3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

5 技術提案審査書類の提出

参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定する。

技術提案審査対象者は技術提案審査書類として、次により技術提案書及び概算工事費見積書を提出すること。また、その他提出書類として、概算工事費見積内訳書、設計技術協力業務体制表を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

7(3)イに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課建築技術班まで提出すること。（郵送可〔期間内必着〕。長形3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

(3) ヒアリング

技術提案書等の提案内容について、ヒアリングを実施し、技術提案の審査及び評価を行う。

6 優先交渉権者の選定

(1) 評価基準

評価項目、配点は以下のとおりとする。

① 実績評価：12点、② 技術提案評価：64点、③ 価格評価：30点

(2) 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から、評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定し、その結果を令和5年6月29日（木）までに通知する。

7 その他

(1) 詳細は、令和5年度[第35-Z1121-01号]富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル業務説明書による。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 照会窓口

ア 契約に関する照会窓口

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-2357

イ 技術に関する照会窓口

静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課建築技術班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-3093

8 Summary

- (1) Subject matter of contract: Building works of Mt.Fuji Fujinomiya 5th Station Rest house (tentative name) in Awakura, Fujinomiya-city, Shizuoka Prefecture.
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00p.m., 25 April, 2023
- (3) For more information, please contact:Construction Planning Division, Shizuoka Prefectural Government
9-6 Ohte-machi Aoi-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan
P.O. Box 420-8601
Tel. No. 81-54-221-2357

※We are only able to accept applications that are presented in Japanese.

令和5年度 [第 35 - Z1121 - 01 号]
富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託
公募型プロポーザル業務説明書

「令和5年度 [第 35 - Z1121 - 01 号] 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託」に係る公募型プロポーザル方式の手続開始の公告に係る詳細は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 目的

本事業は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく事業を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第 18 条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプを採用するものである。

本業務は、プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と技術協力業務委託の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結する基本協定に基づき、価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

2 設計技術協力業務の概要

(1) 業務内容

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計に伴う技術協力業務委託（詳細は「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託 特記仕様書（案）」による。）

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和 6 年 5 月 1 日（水）限り

(3) 発注者

静岡県知事 川勝平太

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、10,000,000 円（消費税込み）とする。

(5) 設計者

株式会社 ニュージェック 静岡事務所
静岡県静岡市駿河区大坪町 3-30

3 対象工事の概要（基本設計時点）

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 施設名称 | 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称） |
| (2) 敷地の場所 | 富士宮市栗倉 地内 |
| (3) 敷地面積 | 約 3,000 m ² |
| (4) 構造規模 | プレキャスト鉄筋コンクリート造 4 階建て |
| (5) 延床面積 | 約 1,600 m ² |

- (6) 予定工期 令和6年度～令和10年度（予定）
- (7) 工事可能期間 5～10月までの6ヶ月間（詳細な工事可能期間は年により異なる）
- (8) 工事費参考額 本工事の参考額（工事予算額）は、約35億円（消費税込み）とする。

4 スケジュール

(1) 「プロポーザル」のスケジュール

日時	内容
令和5年4月7日（金）	公告、資料の配布
令和5年4月19日（水）	本説明書および委託特記仕様書に関する質問書の受付締切
令和5年4月21日（金）	本説明書および委託特記仕様書に関する質問書への回答縦覧開始
令和5年4月25日（火）	資格審査書類の提出期限
令和5年4月28日（金）	資格審査結果通知
令和5年5月10日（水）	資格審査における非選定理由の説明請求期限
令和5年5月12日（金）	技術提案書及び基本設計書に関する質問書の受付締切
令和5年5月19日（金）	資格審査における非選定理由の説明請求回答期限
令和5年5月19日（金）	技術提案書及び基本設計書に関する質問書への回答縦覧開始
令和5年5月31日（水）	技術提案審査書類等の提出期限
令和5年6月14日（水）	技術提案ヒアリング審査（予定）
令和5年6月29日（木）	優先交渉権者の選定通知
令和5年7月6日（木）	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求期限
令和5年7月18日（火）	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求回答期限

(2) 「設計技術協力業務」のスケジュール（予定）

日時	内容
令和5年7月26日（水）	設計技術協力業務委託契約の締結、基本協定書の締結、三者協定書の締結
令和6年5月1日（水）	設計技術協力業務委託完了

(3) 「工事」のスケジュール（予定）

日時	内 容
令和6年4月	価格交渉（全体工事費及び各年度毎工事費） 工事に関する契約条件等の確認 価格等合意書の締結
令和6年5月	工事仮契約締結
令和6年7月	工事本契約締結（令和6年6月議会予定）
令和10年	工事完成予定

5 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布資料

- 資料1 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領
- 資料2 技術提案書等作成様式集
- 資料3 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領
- 資料4 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託特記仕様書（案）
- 資料5 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事に関する基本協定書（案）
- 資料6 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事に関する三者協定書（案）
- 資料7 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事基本設計図
- 資料8 敷地地盤調査ボーリング柱状図（令和4年3月）

(2) 配布期間

令和5年4月7日（金）午前9時から令和5年4月25日（火）の午後4時までの間

(3) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部建築管理局ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>>

ただし、資料7、8は、7(1)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班にて資料が記録されているCD-Rの貸し出しを行う。貸出しは1者1回とし、貸出し後は速やかに返却すること。

6 現地説明会

事務局が開催する現地説明会は行わない。

7 事務局・選定委員会

(1) 事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁東館 13 階

	役割	部 局 名	電話番号／E-mail
ア	契約に関する 照会窓口	静岡県交通基盤部建築管理局 建築企画課契約班	054-221-2357 kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp
イ	技術に関する 照会窓口	静岡県交通基盤部建築管理局 建築工事課建築技術班	054-221-3093 kenchikukouji@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 選定委員会

ア 委員

役 職	職 名
委員長	静岡県交通基盤部建築管理局長
副委員長	静岡県交通基盤部参事（土木設備・建築設備担当）
委員	交通基盤部建築管理局建築企画課長
	交通基盤部建築管理局建築工事課長
	交通基盤部建築管理局設備課長

イ 学識経験者の参加

技術提案書等の評価のためのヒアリングに、発注者が選定した学識経験者が出席する場合があります。

8 参加資格要件

8-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件をすべて満足している共同企業体であること。

(1) 共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2者又は3者
②構成員の組合せ	<p>構成員の組み合わせは以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8-1(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と8-1(2)イに記載するその他の構成員Aの資格要件を満足する1者の組み合わせ。 ・ 8-1(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と8-1(2)イに記載するその他の構成員Aの資格要件を満足する1者と8-1(2)ウに記載するその他の構成員Bの資格要件を満足する1者の組み合わせ。 <p>ただし、各構成員は、当該工事において他の共同企業体の構成員となることができない。</p>

③結成方法	自主結成とする。
④出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率の最小限度基準はその他構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は20%以上とする。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事及び土木一式工事
②許可の種類	建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,300点以上及び土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値850点以上
④配置予定技術者	<p>設計技術協力業務全体の管理技術者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県業務委託契約約款（建築設計）第10条第1項に定める管理技術者であること。 ・一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。 ・設計技術協力主任技術者（建築）と兼ねることができる。 <p>設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（建築）として次の要件を満たす建築担当者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士の資格を有すること。 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。 <p>設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（土木）として次の要件を満たす土木担当者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 ・参加表明書提出日以前に代表構成員の組織に属していること。

⑤その他の条件	8-2 その他共通資格要件に記載のとおり
---------	----------------------

イ その他の構成員A

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上
④その他の条件	8-2 その他共通資格要件に記載のとおり

ウ その他の構成員B

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値800点以上
④その他の条件	8-2 その他共通資格要件に記載のとおり

8-2 その他共通資格要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
②参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
③静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
⑤以下に掲げる設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

<設計業務の受託者>

株式会社 ニュージェック静岡事務所 静岡市駿河区大坪町 3-30

<当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者>

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

9 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、施工実績等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は 8 - 1 (2)アに記載する代表構成員とする。

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 7 日 (金) から令和 5 年 4 月 25 日 (火) (土曜日、日曜日及び祝日を除く) の午前 9 時から午後 4 時までの間

(3) 提出先

7 (1)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出すること。(郵送可〔期間内必着〕。長形 3 号封筒〔簡易書留料金を含む切手 404 円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。)

(4) 提出書類 (各 1 部)

様式第 1 号を表紙として、以下の様式を記載の上、根拠書類を添えて提出すること。提出書類は、日本産業規格 A 4 判タテとする。ただし、添付資料のうち「工事内容が分かる仕様書、図面等」については A 3 判ヨコの提出を認める。

様式等	内容
様式第 1 号	参加表明書
様式第 2 号	代表構成員の参加資格要件等調書
様式第 3 号	代表構成員の配置予定技術者調書
様式第 9 号	特定建設工事共同企業体体制表
添付資料 (根拠書類) 代表構成員	建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する許可の通知書の写し (建築、土木)
	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し (建築、土木)
	建設業法 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知書 (審査基準日が参加表明日より 1 年 7 か月以内のもの) の写し (建築、土木)
	技術資料提出期限日に有効な ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類
	配置予定技術者の資格を客観的に証明できる書類

	<input type="checkbox"/> 資格を証する書面の写し
	<input type="checkbox"/> 当該技術者との雇用関係を証する書面の写し
	技術提案書等の実績評価にて、同種・類似工事として設定された条件を証明できる根拠書類（発注者、件名、契約金額、工期、延床面積、配置技術者が確認できる書類）（該当のある場合）
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し、又は工事カルテ(CORINS)の写し
	<input type="checkbox"/> 工事内容が分かる仕様書、図面等
	<input type="checkbox"/> 管理技術者が、主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人として施工したことがわかる書面
	技術提案書等の実績評価にて、技術協力業務の実績として設定された条件を証明できる根拠書類（発注者、件名、契約金額、工期、延床面積、配置技術者が確認できる書類）（該当のある場合）
	<input type="checkbox"/> 業務委託契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 委託内容が分かる仕様書等
	<input type="checkbox"/> 管理技術者が、管理技術者若しくは主任技術者又は担当技術者として従事したことがわかる書面
添付資料 （根拠書類）	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する許可の通知書の写し
その他の構成員 A	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
その他の構成員 B	建設業法 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が参加表明日より 1 年 7 か月以内のもの）の写し

(5) 作成方法

資料 1 の富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

10 本説明書及び富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に対する質問

(1) 本説明書及び特記仕様書に対する質問がある場合は、次に従い様式第 4 号により提出すること。

ア 受付期間

令和 5 年 4 月 7 日（金）午前 9 時から令和 5 年 4 月 19 日（水）午後 4 時までの間（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時までの間）

イ 提出先

7(1)イに示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課建築技術班まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールによる。電子メールの送信後、その旨を電話で連絡すること。

これにより難しい場合は持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法とする。

エ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。なお、質問内容で参加者名がわかる記載は認めない。

質問は参加者1者に対し、1回限りとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和5年4月21日（金）に質問者に対して電子メールにより行うほか、5(3)に示す、静岡県交通基盤部建築管理局ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」に掲載する。

11 技術提案審査対象者の選定

代表構成員の参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定し、その結果を令和5年4月28日（金）までに通知する。ただし、参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、資料3の富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領「3 実績評価」の合計の上位5者程度を技術提案審査対象者として選定する。

技術提案審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）を合わせて通知する。

12 非選定理由に関する事項

- (1) 11により選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から令和5年5月10日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後4時までの間に、書面（様式自由）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求めることができる。
- (2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和5年5月19日（金）までに書面により回答する。
- (3) (1)の書面は、7(1)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

13 技術提案審査書類の提出

技術提案審査対象者は技術提案審査書類等として、次により技術提案書及び概算工事費見積書を提出すること。また、その他提出書類として、概算工事費見積内訳書、設計技術協力業務体制表を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

7(1)イに示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課建築技術班まで提出すること。（郵送可〔期間内必着〕。長形3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せ

て持参若しくは郵送すること。)

(3) 提出書類 (各 1 部)

ア 技術提案に関する書類

- ・技術提案書等提出書(表紙) (様式第 5 号)
- ・技術提案書 (様式第 6 号)
- ・概算工事費見積書 (様式第 7 号)

イ その他提出書類

- ・概算工事費見積内訳書 (様式第 7-2 号)
- ・設計技術協力業務体制表 (様式第 10 号)

(4) 書類の作成方法

資料 1 の富士山富士宮口五合目来訪者施設 (仮称) 建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

(5) 共同企業体の取扱い

本プロポーザルにおける共同企業体の参加資格の取扱いについては、特定建設工事共同企業体体制表 (様式第 9 号) を提出することで参加資格確認申請が行われたものとみなし、16 によるヒアリングの実施をもって参加資格が確認されたものとみなす。

14 技術提案書等に関する質問

(1) 技術提案審査に関する技術提案、ヒアリング及び基本設計図書に関する質問がある場合は、次に従い様式第 4 号-2 により提出すること。

ア 受付期間

令和 5 年 5 月 1 日 (月) 午前 9 時から令和 5 年 5 月 12 日 (金) 午後 4 時までの間 (持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時までの間)

イ 提出先

7 (1)イに示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課建築技術班まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールによる。電子メールの送信後、その旨を電話で連絡すること。

これにより難しい場合は持参、郵送 (期間内必着) のいずれの方法とする。

エ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。なお、質問内容で参加者名がわかる記載は認めない。

質問は参加者 1 者に対し、1 回限りとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和 5 年 5 月 19 日 (金) に質問者に対して電子メールにより行うほか、5 (3)に示す、静岡県交通基盤部建築管理局ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」に掲載する。

15 技術提案書等の評価

(1) 評価・配点

資料3 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領による。

(2) ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、ヒアリングを実施する。

16 ヒアリング

技術提案の内容について、配置予定の管理技術者に対して、7(2)の選定委員会により、次のとおり非公開によるヒアリングを実施し技術提案書の審査及び評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者、設計技術協力主任技術者（建築）、設計技術協力主任技術者（土木）及び補助説明者2名の計5名以内とする。

(1) 実施日時

令和5年6月中旬（予定）

(2) 実施方法

原則、対面による。やむを得ない場合はwebも認める。

(3) 対象者

技術提案審査対象者

(4) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から、技術提案（様式第6号関係）の内容について説明（30分）

イ 説明された技術提案の内容についての質疑応答（30分）

(5) その他

ア ヒアリング時における資料の追加は認めない。

イ ヒアリングの開始前に、配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書（写）を提示すること。

ウ ヒアリング日程については、ヒアリング実施日の遅くとも7日前までに、日時、場所、ヒアリングの内容等を代表構成員に連絡する。

17 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から、評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定し、その結果を令和5年6月29日（木）までに通知する。

優先交渉権者として選定されなかった者（以下「交渉権者」という。）に対しては、選定されなかった旨、非選定理由及び順位を合わせて通知する。

18 非選定理由に関する事項

(1) 17により選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から令和5年7月6日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後4時までの間に、書面（様式任意）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求めることができる。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和5年7月18日（火）までに書面により回答する。

(3) (1)の書面は、7(1)アに示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出す

ること。提出方法は、電子メール、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

19 結果の公表

本プロポーザルにおける選定の結果は下記のとおり、5(3)に示す、静岡県交通基盤部建築管理局ホームページに公表する

- ア 優先交渉権者及び次順位交渉権者の名称・得点
- イ 参加者数

20 業務委託契約の手続き

(1) 契約手続きについて

発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」、優先交渉権者及び設計者と「三者協定書」および設計技術協力業務委託の契約について協議する。これが整った場合に限り、優先交渉権者を設計技術協力者（以下「施工予定者」という。）として、設計技術協力業務委託契約を締結する。

なお、この手続きに参加した企業が、技術提案審査書類の提出締切日から施工予定者の選定までの間に、静岡県から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合及び「8 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

上記のほか、優先交渉権者との間で設計技術協力業務委託契約の締結に至らなかった場合もしくは優先交渉権者に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、交渉権者のうち、順位が高い者から順に当該契約等の締結について、意思を確認した上で、協議を行う。

ア 設計技術協力業務委託契約について

(ア) 優先交渉権者は技術提案書の内容（以下「提案内容」という。）を適切に反映した特記仕様書を17の通知受理後速やかに提出する。

ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した内容は除く。

(イ) 設計技術協力業務委託契約は、随意契約により締結する。

イ 基本協定書について

(ア) 基本協定書の締結にあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者は、以下の内容確認を行う。

- a 概算工事費見積書等に基づく、実施設計着手段階における設計仕様・品質要求グレード（建築物の材料・工法等）
- b 本業務期間における概算工事費見積書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計における設計仕様・品質要求グレード（建築物の材料・工法等）の確認・フィードバック方法

(イ) 前記(ア)の確認において、基本設計図書で示す建築物等の材料・工法等と概算工事費見積書等に大きな相違がある場合は、発注者、設計者及び優先交渉権者との協議により、建築物等の用途に応じ必要な機能・品質を確保したうえで、必要に応じて

建築物等の材料・工法等又は概算工事費見積書等の変更・修正を行うことができるものとする。

- (ウ) 発注者及び優先交渉権者は、工事費参考額と優先交渉権者が提出した概算工事費のいずれか低い方の価格以内において、工事費限度額を基本協定書において定め、本工事の実施に向けて、実施設計においてコスト管理を図りながら本業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- (エ) 本業務期間における発注者からの変更指示や、社会経済情勢の変化などの予見不可能な事由に起因する止むを得ない工事費限度額の変更については、別途協議するものとする。
- (オ) 発注者が必要と認める場合は、上記(ア)から(エ)における、確認、協議及び合意について、設計者とともに優先交渉権者との調整を行う。

ウ 三者協定書について

発注者、設計者及び優先交渉権者は、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくための三者協定書を締結し、三者協議会を組織する。

(2) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細は、20(1)ア(ア)の特記仕様書による。

(4) 履行期間

2(2)のとおり。

(5) 業務委託料

2(4)契約限度額の範囲内かつ上記(1)の契約の協議により確定した額を業務委託料とする。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 契約締結前までに提出する書類

本業務の契約を締結する前までに、特定建設工事共同企業体協定書を提出すること。

(8) 契約の解除等

施工予定者が、技術協力業務締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、静岡県工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受け、発注者が、施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及び三者協定書はその効力を失うものとする。なお、施工予定者は、協議、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

21 技術提案書の履行

(1) 業務計画書への記載

施工予定者は契約後、提案内容を適切に反映した特記仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シート（様式等は監督員との協議による。）を契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。

(2) 履行の確認

監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

22 工事請負契約の手続き

(1) 契約等手続きについて

発注者は、十分な技術提案が設計図書に反映できていると認められる場合、設計図書の完成時に施工予定者から全体工事費の工事費見積書を徴取し、全体工事費が工事費限度額内であれば、契約相手方として工事に関する契約条件等を確認する。これが整い、予算が成立した場合に限り、価格交渉が成立したのものとして価格等合意書を締結する。

また、施工予定者を工事請負契約の相手方として、工事見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって、工事請負契約の仮契約を締結する。

工事請負契約の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日に本契約となる。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

発注者は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「8 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。

(2) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 予定工期

3(6)のとおり。

(4) 工事請負金額

20(1)イ(ウ)の工事費限度額の範囲内かつ上記(1)により確定した額とする。

(5) 特定建設工事共同企業体の存続期間

特定建設工事共同企業体の存続期間については、当該工事の請負契約の履行後3か月以上とする。

(6) 配置予定技術者

適正な監理技術者を専任で配置すること。

監理技術者及び主任技術者については、工事見積書の提出日以前に、当該構成員又は企業と3ヶ月以上の雇用関係があること。

工事契約期間中の監理技術者の交代及び工事休止期間中の監理技術者の専任については、発注者との協議による。

23 価格交渉の不成立

(1) 基本協定の解除

22(1)による価格交渉が不成立となった場合、施工予定者にその理由を付して交渉不成立通知を行うとともに、基本協定を解除する。

(2) 次順位交渉権者による設計技術協力（予定）

発注者は、基本協定の解除を行った場合、19の次順位交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位交渉権者に対して価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

(3) 制限付き一般競争入札への移行

発注者が必要と判断した場合には、制限付き一般競争入札等により対象工事の施工を別途発注する。その場合、施工予定者（共同企業体の全構成員）であった者については、入札に参加することはできない。また、協議、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

24 価格交渉不成立時の特許権等の取り扱い

価格交渉が不成立となった場合、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。

また、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（以下「特許等」という。）が含まれる場合、本工事の工事請負契約者が施工予定者に、発注者と施工予定者の間で合意した当該特許権等の許諾料等を支払うことにより、使用できるものとする。

25 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

26 その他の留意事項

(1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第54号）によるものとする。

(2) 設計者又は当該設計者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者は、本プロポーザルへ参加することができない。

<当該設計者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者>

- ①当該設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ②建設業者の代表権を有する役員が当該設計者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
- ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 添付資料が参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
 - コ 公告日から優先交渉権者の選定通知が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、委託業務期間中は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加者数が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (8) 本プロポーザルは、中止する場合がある。
- (9) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。